

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
宮城県仙台市	1	ゲノム情報の活用に向けた個人情報保護法令の規制改革	ゲノム情報を、当該本人の判断で、本人の利用したい目的・場で安心して利用できるようにする。 ・本人の許諾を得て収集される遺伝子情報などのゲノム情報は、クラウド上に蓄積、又は小さなデバイスに保存するなど、セキュアな形で個人が利用可能とする ・ゲノム情報はブロックチェーンで管理し、情報へのアクセスは本人の承認があって初めて可能になり、かつアクセスの履歴・アクセスの承諾の記録が残り改ざんができない環境を用意することにより、個人情報活用の厳格な管理のもと、ゲノム情報の更なる活用を進めたい。	ゲノム情報を継続的に個人が所有でき、個人が医療機関を受診する際などに、自身のゲノム情報を自分所属するものとして医療機関に提供し、都度検査を省略する形でより正確な治療や予防などを効率的に受けることができるようになる。 これによって、地域住民は、医療など便利なヘルスケアサービスを受け、国としても、国民の健康寿命の延長、健康をより重視する行動変容、その結果医療費削減が期待できる。	ゲノム情報は、その性質上匿名化ができず二次利用が難しいことから、研究など限定された領域での活用に留まっている。(例えば、研究目的で取得・利用されたデータの一部は研究成果として公開されるが、ほとんどは研究終了後は非公開。) また、ゲノム情報に基づく差別的取扱いの禁止を明確に定めたルールがないため、解析結果が明らかになると本人が差別的取扱いを受けるのではないかと懸念から、積極的な活用をためらう事例が見られる。	○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 2 定義 2-2 個人識別符号(法第2条第2項関係) イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列 ○個人情報保護法（平成15年法律第57号）第15条（利用目的の特定）、16条（利用目的による制限）	本人が薬局で調剤を受ける際に提示し薬の選択に活用するなど、当初の利用目的外のヘルスケアサービスで活用する際に、簡易に本人からの同意を得る仕組みを設ける。 ・ゲノム情報に基づく差別を防ぎながら活用を進めるため、ゲノム情報に基づく差別的取扱いの禁止を明文化する。 ・SNPに関する個人識別符号該当性についても、「互いに独立な40箇所以上のSNP」の基準を見直す。	個人情報保護委員会 厚生労働省 内閣府 文部科学省 経済産業省	○ガイドライン（通則編）においては、ゲノムデータに関する個人識別符号の定義として、「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」での検討により「個人識別性がほぼ確かと判断できる」レベルとした、「全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソームシークエンスデータ、全ゲノム塩基多型（SNP）データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシークエンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列（STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」、同タスクフォースにおいて規定しております。
宮城県仙台市	2	マイナンバーを活用した労務管理を可能とする規制改革	労働時間等の情報の一部は、社会保険等の手続きのため、すでにマイナンバーに紐づけされているが、さらに広く労務データとの紐づけを可能とする規制改革により、副業・兼業など多様な働き方を応援する。 労務管理の透明化等により、マイナンバーによるビジネスマッチングプラットフォーム等を構築する。	マイナンバーをキーとしたビジネスマッチングプラットフォーム等を構築し、認証された事業者や労働者が必要に応じてアクセスを可能とすることで、複数社にわたる社会保険等手続きを円滑化及び労務管理の透明性の向上が図られ、時代のニーズに応じた副業・兼業などの多様な働き方が促進される。	マイナンバーの利用は福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものに限られている。 副業・兼業においては、労基法上、二以上の事業所で雇用されている場合は、労働時間を通算することとされており、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和2年9月改定）」においても、二社間で情報を照合したうえで管理すべきと記載されているが、労働者の自己申告に頼っている状態。労働時間の管理・把握が困難。	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項（利用範囲） 第19条第8項（特定個人情報の提供の制限） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年政令第155号） 第18条（個人番号カードの利用）	すでに、マイナンバーと労働時間や給与情報の一部は、社会保険等の手続きのために紐づけられているが、さらに労務データ（より詳細な日々の労働時間など）との紐づけを可能とする。	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 ご提案の実現に当たっては、本規定の活用を検討いただきたい。
宮城県仙台市	3	外国人留学生の起業促進のための出入国管理及び難民認定法の規制改革	東北大学で学ぶ多くの優秀な外国人留学生の中には、大学在学中に起業を志す方も多く、法務省「本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動に係る措置」を活用するケースが多い。 当該措置において、身分が保証された優秀な留学生に対し、起業の事業規模要件を緩和することで、外国人留学生の起業をより一層促進し、多様な主体が活躍できる場を創出する。	外国人留学生の起業意欲向上、多様な主体の活躍の機会を創出することで、優秀な外国人人材の定着に繋がり、地域経済のイノベーションが活性化される。	留学生は就労の従事に制限があり、製品がなくアイデア段階で起業を志す留学生では、投資家等から多額の出資を受けることが難しい等の現状から、在留資格「特定活動」の最長2年を終了した後の、「経営・管理」の事業規模要件（資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用）を満たすことが困難。	○出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号） 法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の項	「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用」の撤廃又は「資本金120万円以上又は常勤職員1名以上の雇用」へと緩和する。	法務省	在留資格「経営・管理」については、在留の途中で事業が立ち行かなくなり、在留活動が途切れることが想定されるような場合には、「経営・管理」に該当する活動を行うものとは認められないところ、出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の「資本金等の額が500万円以上であること又は常勤職員が2名以上勤務する事業であること」という事業規模に関する基準は、外国人の方が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを確保するための重要な基準であることから、対象が御提案の「優秀な留学生」に限定されているか否かにかかわらず、緩和することは困難である。 なお、御提案における「留学生は就労の従事に制限があり、…（中略）…、投資家等から多額の出資を受けることが難しい」旨の御指摘については、既に平成30年から、申請人が地方公共団体を実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において、当該地方公共団体が事業所に係る経費を申請人に代わり負担していると認められるときには、その他に当該地方公共団体から受ける起業支援に係る経費を含め、申請人に代わり負担していると認められる金額を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となる場合は、基準を満たしているものとして取り扱っているので、活用いただきたい。
宮城県仙台市	4	分散型電源の直流電源グリッド送電網の構築による電力の地産地消の推進	EVやマイクロモビリティ、ロボットなどによる電力需要が増加する中、太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの活用を更に促進するため、コミュニティ内直流送電網を構築する。	エネルギーロスの最小化を目指し、カーボンニュートラルに貢献。	太陽電池設備発電設備の出力は、原則として太陽電池モジュールの合計出力で判断。ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に、電気を消費又は貯蔵する機器（蓄電池等）を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力で判断してもよい。	○電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号） 第48条第2項（一般用電気工作物の範囲）	容易に電氣的な切断ができること等を条件に、パワーコンディショナーの出力や蓄電池の接続有無にかかわらず、設置場所単位（たとえば建物）における太陽電池モジュールの出力により判断しても良いものとする。	経済産業省	御指摘の設備形態の場合、当該設備の規制は現行の通り、モジュールの出力で判断いたします。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
宮城県仙台市	5	分散型電源の直流電源グリッド送電網の構築による電力の地産地消の推進	EVやマイクロモビリティ、ロボットなどによる電力需要が増加する中、太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの活用を更に促進するため、コミュニティ内直送電網を構築する。	エネルギーロスの最小化を目指し、カーボンニュートラルに貢献。	結合型ワイヤレス給電装置のうち、許可が不要なものは50Wまでとなっている。また、2016年の電波法施行規則改正により、EVへの給電用途では、7.7kWまでのものが型式指定の対象となり、簡便な手続きで利用が可能。しかし、電動キックボードなどEV以外のモビリティについては、50Wを超えると個別に許可を取る必要がある。	○電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号) 第46条の2第1項（指定）	その利便性により、今後、急速な普及が見込まれる小型モビリティ向けの結合型ワイヤレス給電装置について、1kWまでのものを型式指定の対象とする。	総務省	コイル等を用いて電力を伝送する近接結合型ワイヤレス電力伝送（WPT）システムは、電波法上の「高周波利用設備」に該当し、漏えいする電磁界が他の無線通信に妨害を与えるおそれがあるため、高周波出力が50Wを超えるものについては、設置の際に総務大臣の個別許可を必要としています。この内、他の無線通信システムとの共用検討を行い、情報通信技術審議会において技術的条件の審議・答申を受けたEV用WPTシステム等については、型式指定の対象とすることで個別の設置許可を不要としているものです。 したがって、御提案については、これまでの検討・審議と同様に、ユースケース等を元に、他の無線設備に混信・障害を与えない技術的条件の検討が必要となります。 なお、既に100Wを上限に制度化を実施済みの方式もあります。御提案については、電動キックボード等への充電にどのような方式でどれぐらいの出力を想定しているのかなど具体的な条件等が不明であるところ、まずは詳細をお伺いさせていただければと存じます。